

Title	所得税法と女性の就労支援：所得税法57条と働き方の考察
Sub Title	
Author	阿部, 愛(Abe, Ai) 村上, 裕太郎(Murakami, Yūtarō)
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2017
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2017年度経営学 第3266号
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002017-3266

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程

学位論文（ 2017 年度）

論文題名

所得税法と女性の就労支援—所得税法 57 条と働き
方の考察—

主 査	村上 裕太郎 准教授
副 査	林 洋一郎 准教授
副 査	大藪 毅 専任講師
副 査	

氏 名	阿部 愛
-----	------

論文要旨

所属ゼミ	村上裕太郎研究会	氏名	阿部 愛
(論文題名)			
所得税法と女性の就労支援—所得税法 57 条と働き方の考察—			
(内容の要旨)			
<p>本研究の目的は、所得税法 57 条と働き方の考察を行うことである。働き方として特に女性の労働、特に子育て世代の働き方について焦点をあて、税制を用いた実証研究も行うことで、今後の所得税法 57 条の在り方についての検討へと展開させた。</p> <p>まず、所得税法 57 条の判例により、女性が親族の下で就労する場合の働き方を検討する。これを小企業に就労する場合の働き方と位置付けた。</p> <p>次に実証研究では、大企業に就労する場合の働き方を検討すべく、くるみん税制を基に子育て支援に積極的に取り組んでいる企業の特性とそのパフォーマンスについて、子育て支援に積極的であるかどうかをくるみん認定取得企業かどうかで判定した。</p> <p>判例からは女性が親族が個人事業主として営む小企業に就労する場合、(1) その事業に 1 年に 6 か月以上専ら従事すること、(2) 個人事業主と生計を一にしている場合は「青色申告者」について当該事業に専従する親族に支払う給与についてのみを必要経費へ算入すること、(3) 労働対価支払額が労働市場と照らし合わせて適切な額である、必要があることが導き出された。</p> <p>実証分析の結果からは、子育て支援に積極的な企業の特性とそのパフォーマンスが導き出された。まず、くるみん認定取得を達成している企業の企業特性の判定においては、女性有子者数割合の高い企業ほど、くるみん認定取得企業が多いということが判明した。また、女性役職者数割合の低い企業ほどくるみん認定取得企業が多いことが判明した。言い換えれば、女性有子者数が多いほど子育て支援に積極的、女性役職者数が少ないほど子育て支援に積極的な企業といえる結果になった。ほかの説明変数からもいくつか有意な結果が算出された。一つ目に現預金比率が低い企業ほどくるみん認定取得企業が多かったことから、税制優遇、入札優位等の即時的な業績向上を狙いとしての取得が多い可能性が窺える。二つ目に、企業規模の大きい企業ほどくるみん認定取得企業が多いことから、認定取得に取り組むことによる評判の倍増効果を狙いとしている可能性が読み取れる。次に、くるみん認定取得がその企業の業績向上に直結するかどうかについての分析では、直後の株主評価が向上している点のみ有意な結果が得られた。くるみん認定取得は、短期的な株価上昇へ効果があることは判明したが、業績向上への効果は直後 2 年間での分析では見ることができなかった。よって、仮説 3 は全面的には支持されない結果となったものの、くるみん認定取得はある程度のシグナリング効果を持っており、投資家にとって将来予測が可能となる追加的情報を発する効果がある可能性があることが解釈できた。</p> <p>所得税法 57 条においては、労働対価支払額のアームスレングスチェックを条件にする等のチェック機能を持たせることを条件に、親族に対する支払賃金を必要経費に算入することを認める方向性が望まれるのではないだろうか。日本と外国とでは課税単位が異なるものの、「一億総活躍」「人生 100 年」時代を迎える中、親族に対する支払賃金を必要経費に算入することを認めている外国の税法があること、大企業向けには子育て支援税制が導入され始めた日本の政情を前例と捉え、小企業向けの子育て支援対策の一手段として考慮にいれるのがよいと考える。</p>			